

盛岡広域都市計画地区計画（鵜飼地区）の変更案について

1 都市計画変更の概要

本地区は、滝沢市都市計画マスタープランにおいて、滝沢市の顔となる賑わいや活気ある中心交流拠点として整備を進めていくこととされており、地区整備計画として公共公益施設の立地を図るため、建築物の用途の制限を定めている。

当該地区の区域界は、道路や水路などの地形地物によって当初決定されていたが、その後、滝沢市交流拠点複合施設（ビッグルーフ滝沢）の造成に伴い、周辺道路（市道）が整備されたことから、道路線形に合わせて地区計画の区域を変更するものである。

また、当該周辺道路の整備に伴い、地区整備計画の区域から除外していた2棟の既存建築物が解体され、当該既存建築物の敷地が道路及びビッグルーフ滝沢の敷地となったことから、地区整備計画の区域を地区計画の区域の一部から全部に拡大するものである。

2 都市計画変更の案に対する意見書について

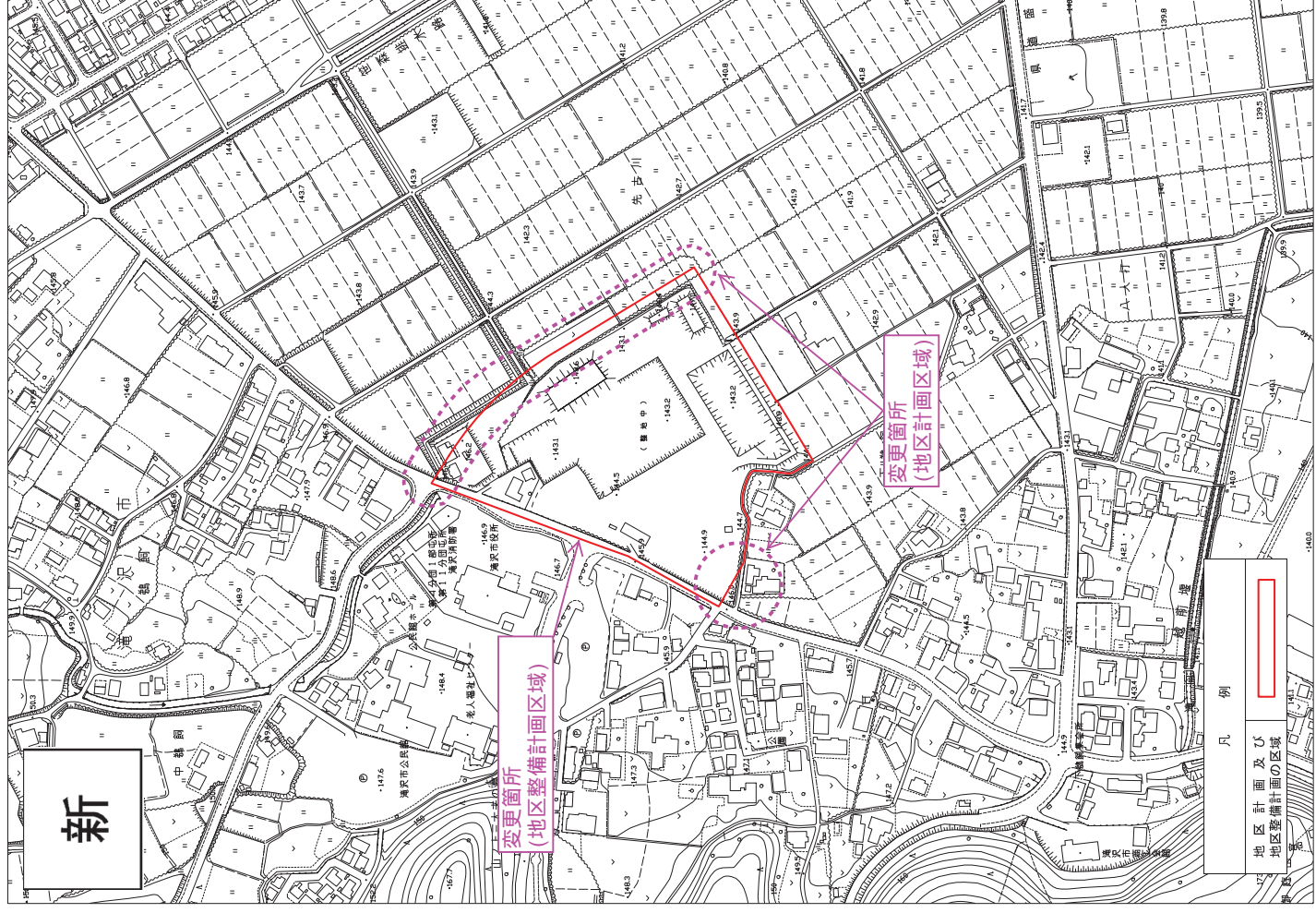
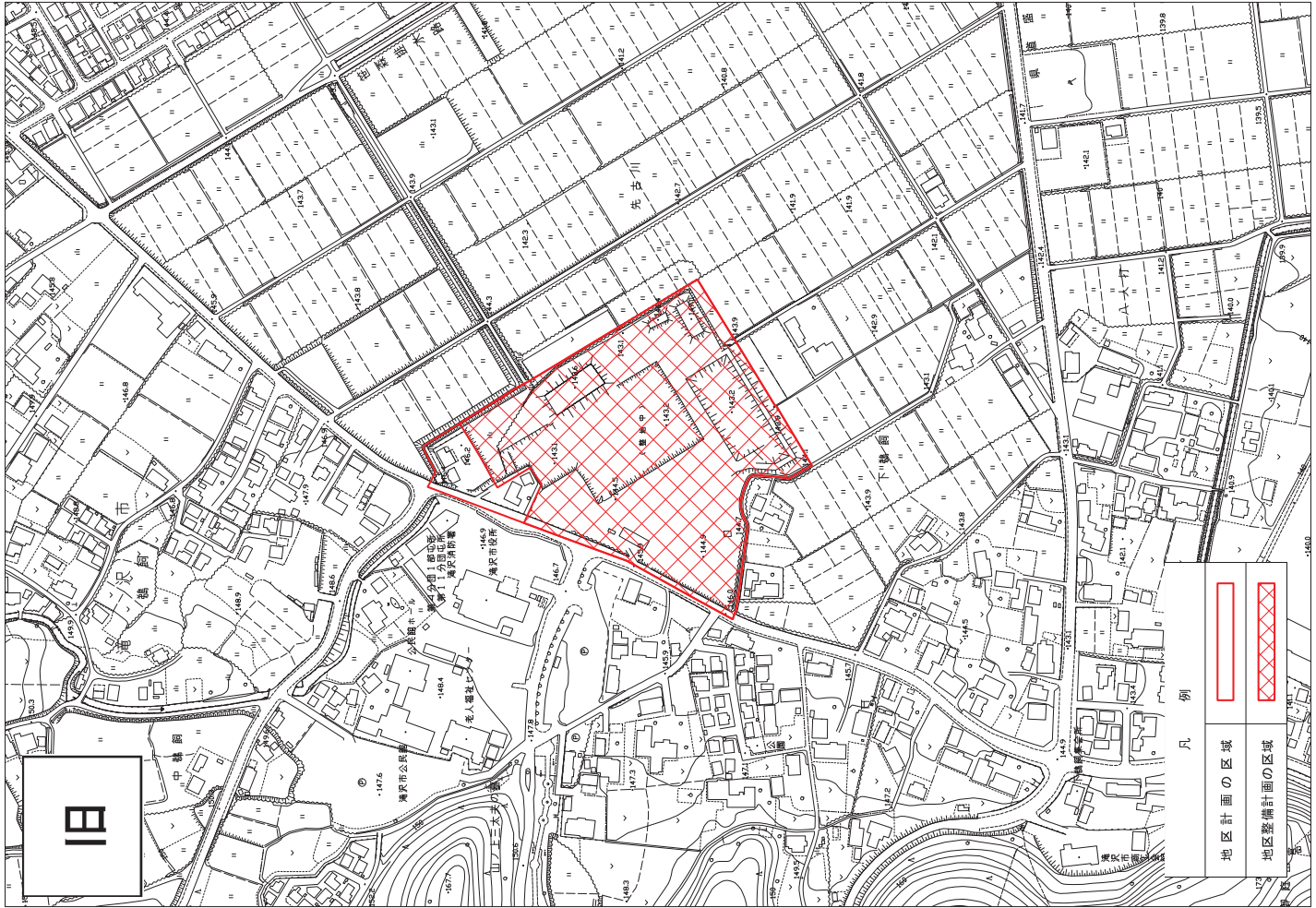
都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更するため、同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により、令和3年12月10日に告示し、都市計画の変更案を2週間、公衆の縦覧に供した。

なお、同法第17条第2項の規定に基づく意見書の提出はなかった。

3 都市計画変更の経緯の概要

日 程	変 更 手 続 き	備 考
R3. 8. 25	滝沢市都市計画審議会（事前説明）	
R3. 10. 15	手続き条例に基づく変更原案の説明会	参加者3名
R3. 10. 15 ～R3. 11. 5	手続き条例に基づく変更原案の縦覧及び意見書の受付	縦覧者なし 意見書の提出なし
R3. 12. 10 ～R3. 12. 24	変更案の縦覧及び意見書の受付	縦覧者なし 意見書の提出なし
R3. 12. 16	変更案の説明会	参加者1名
R4. 1. 17	滝沢市都市計画審議会（本審議）	
R4. 2（予定）	岩手県知事協議	
R4. 3（予定）	都市計画変更告示	

地区計画(鵜飼地区)新旧対照図



盛岡広域都市計画地区計画の決定(瀧沢村決定)

旧

都市計画準備地区地区計画を次のとおり決定する。

名称	鶴飼地区地区計画
位置	岩手郡瀧沢村鶴飼字下鶴飼、中鶴飼、先古川及び迫
面積	約4.3ha
区域の整備、開発及び保全の方針	<p>本地区を含む周辺は、瀧沢村都市計画マスタープランにおいて、中心交流拠点として位置づけられており、行政機能や保健・福祉機能の集積、商業施設の立地等を図り、瀧沢村の顔となる賑わいや活気ある拠点としての整備を進めていくこととされている。</p> <p>よって、本計画では、公共事業を中心として、新たに生涯学習支援、住民活動におけるコミュニティ支援及び産業雇用支援を目的とする公共施設を整備することにより、周辺の既存施設と一体となった公共施設群を形成し、もって、住民の利便性の向上、住民活動の活性化を促進し、健康で文化的な賑わいのあるまちづくりを推進することを目的とする。</p> <p>1 生涯学習支援、住民活動におけるコミュニティ支援及び産業雇用支援を目的とする公共施設の立地を図る。 2 健康で文化的な賑わいのあるまちづくりを推進するため、住民の憩いの場、交流の場となるようなスペースを十分確保する。</p>
土地利用の方針	<p>本計画の目標に掲げている公共施設の立地を図るため、建築物等の整備の方針</p>
建築物等の整備の方針	<p>本計画の目標に掲げている公共施設の立地を図るため、建築物等の用途の制限を定める。</p>
区域	計画図に示すとおり
面積	約4.0ha
建築物等に関する事項	<p>次の各号に掲げる建築物及びこれらに附属する建築物以外の建築物は、建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 図書館その他これに類するもの 保養所 公衆便所、休憩所又は路線バスの停留所の上家 消防署その他これに類するもの 工場（自動車修理工場を除く。） 食堂又は喫茶店 物品販売業を営む店舗 事務所 自動車庫 自動車駐車庫 倉庫業を営まない倉庫 公会堂又は集会場 公共用歩廊
地区整備計画	<p>建築物等に関する事項</p>

「地区整備計画の区域は、計画図表示のとおり。」

理由

市街化区域編入にあわせ、都市の健全な発展を図るため、本案のとおり決定しようとするものである。

盛岡広域都市計画地区計画の変更(瀧沢市決定)[原案][案]

新

都市計画準備地区地区計画を次のとおり変更する。

名称	鶴飼地区地区計画
位置	瀧沢市下鶴飼、中鶴飼、鶴飼先古川及び鶴飼迫地内
面積	約4.3ha
区域の整備、開発及び保全の方針	<p>本地区を含む周辺は、瀧沢村都市計画マスタープランにおいて、中心交流拠点として位置づけられており、行政機能や保健・福祉機能の集積、商業施設の立地等を図り、瀧沢市の顔となる賑わいや活気ある拠点としての整備を進めていくこととされている。</p> <p>よって、本計画では、公共事業を中心として、新たに生涯学習支援、住民活動におけるコミュニティ支援及び産業雇用支援を目的とする公共施設を整備することにより、周辺の既存施設と一体となった公共施設群を形成し、もって、住民の利便性の向上、住民活動の活性化を促進し、健康で文化的な賑わいのあるまちづくりを推進することを目的とする。</p>
土地利用の方針	<p>1 生涯学習支援、住民活動におけるコミュニティ支援及び産業雇用支援を目的とする公共施設の立地を図る。 2 健康で文化的な賑わいのあるまちづくりを推進するため、住民の憩いの場、交流の場となるようなスペースを十分確保する。</p>
建築物等の整備の方針	<p>本計画の目標に掲げている公共施設の立地を図るため、建築物等の用途の制限を定める。</p>
区域	計画図に示すとおり
面積	約4.3ha
建築物等に関する事項	<p>次の各号に掲げる建築物及びこれらに附属する建築物以外の建築物は、建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 図書館 保養所 公衆便所、休憩所又は路線バスの停留所の上家 消防団 工場（自動車修理工場を除く。） 食堂又は喫茶店 物品販売業を営む店舗 事務所 自動車庫 自動車駐車庫 倉庫業を営まない倉庫 公会堂又は集会場 公共用歩廊
地区整備計画	<p>建築物等に関する事項</p>

「地区整備計画の区域は、計画図表示のとおり。」

理由

現況の地形地物に合わせて地区計画の区域を変更し、地区整備計画の区域を地区計画の区域の一部から全部に拡大するため、本案のとおり変更しようとするものである。